

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地（岩美町HPより）

岩美町は、鳥取県の最東北端に位置し、東は兵庫県に、西は鳥取市福部町、南は鳥取市国府町に接し、北は日本海に面している。東西は14.3キロメートル、南北は15.8キロメートル、総面積は122.4平方キロメートルである。

蒲生川が、中国山脈扇ノ山麓から17.6キロメートルにわたって町の中央を貫流し、日本海に注いでいる。川の周辺に農地、集落などが形成されているが、全体的には山林が多く、北に面して地勢が傾斜している。



②気象概況（気温、降水量）

岩美町の気象は、冬期はアジア大陸からの季節風が日本海南部の対馬海流及び中国山脈の影響を受けて、いわゆる日本海型の気候となり、特に山陽地方と比較して降水（雪）量が非常に多いのが特性である。春は移動性高気圧の影響で好天が多くなるが、日本海で低気圧が急速に発達し、強い南風が長時間続くいわゆるフェーン現象を起こすことがある。夏、秋については冬・春期ほど顕著な差異はみられない。

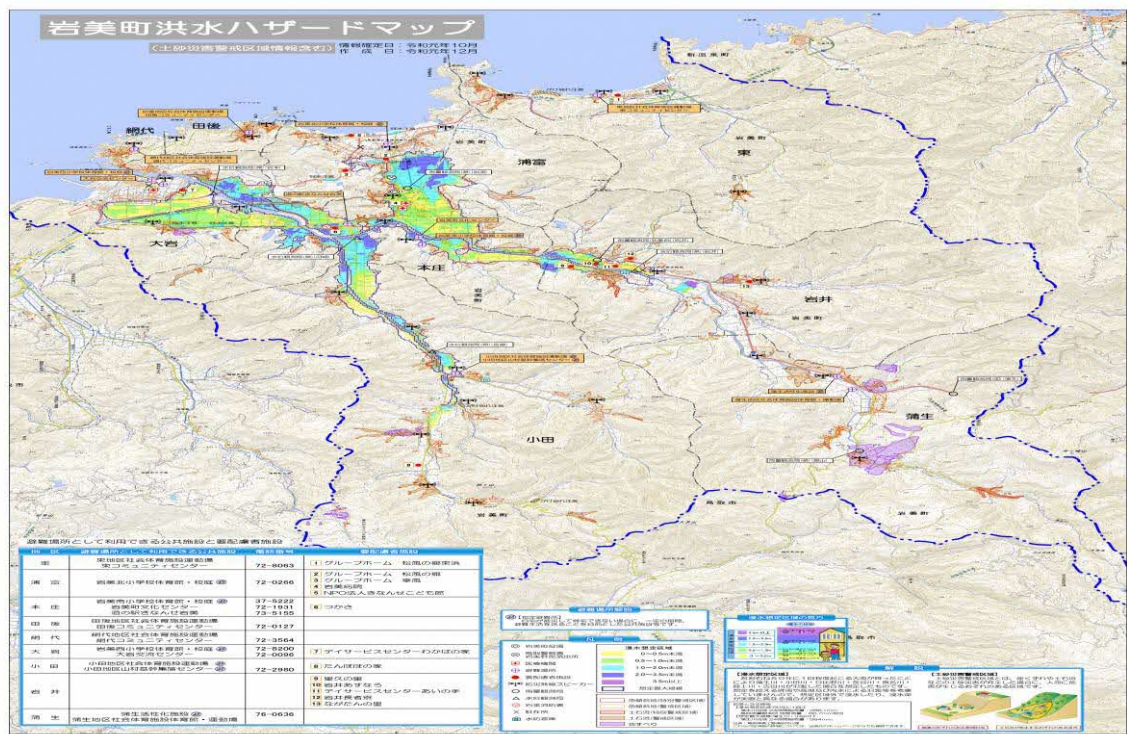
③災害リスク

岩美町の気象災害の主たるものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等が挙げられる。

昭和20年代以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や梅雨前線等による大雨災害は大体年間2～3回、強風害、雪害は年1回程度発生する。

(洪水：ハザードマップ)

岩美町ハザードマップによると、岩美町商工会が立地する岩美駅前地域において、0.5～1メートルの浸水が予想されているほか、大型商業施設を含む小売店が多く立地する浦富地区において、最大で2メートルの浸水被害が予想されている。

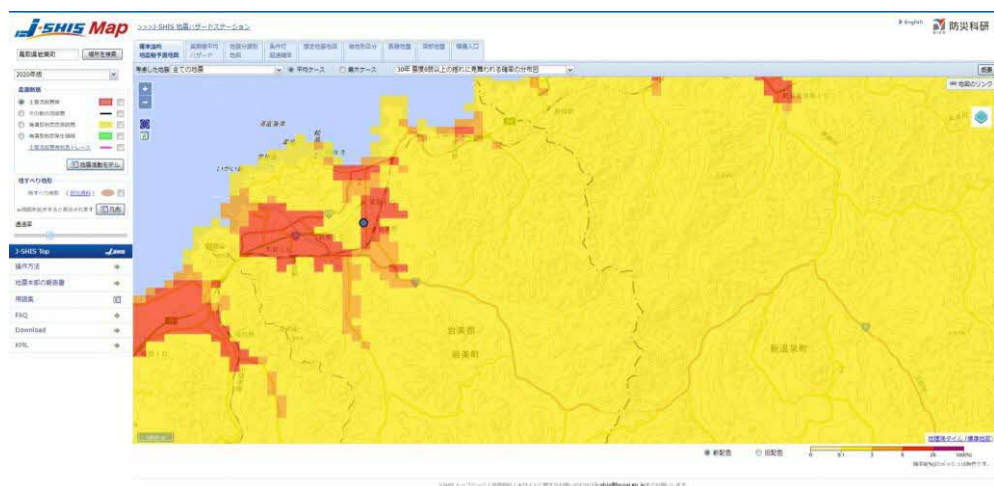


(土砂災害：ハザードマップ)

岩美町ハザードマップによると、山間の小田地区、蒲生地区は、地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、急傾斜地崩壊危険箇所が町内に点在しているが商工業集積エリアはない。

(地震・津波：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は6%となっている。



(感染症（新型コロナウイルス、新型インフルエンザ）：新型インフルエンザ等対策行動計画)

岩美町新型インフルエンザ等対策行動計画によると、以下のような影響が一つの例として想定されている。

住民の２５％が流行期間（約８週間）にピークを作りながら順次罹患する。ピーク時（約２週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって５％程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話・看護等のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約２週間）には従業員の最大４０％程度が欠勤するケースが想定されている。

鳥取県東部及び兵庫県北部エリアにおいて、麒麟のまち圏域を形成しており、新型コロナウイルスワクチン接種がエリア内で自由に接種出来るよう配慮している。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 370 人
- ・小規模事業者数 335 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	69	63	町内に広く分散している
	製造業	51	42	町内に広く分散している
	卸売業	7	6	
	小売業	74	68	浦富地区に多い
	飲食店・宿泊業	55	55	沿岸部・岩井地区に多い
	サービス業	95	87	沿岸部に多い
	その他	19	14	

（３）これまでの取組

ア 岩美町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定平成３０年３月）、防災訓練の実施（毎年１０月頃）
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・岩美町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成２８年１１月）
- ・災害時の物品提供について事業者と協定を締結（６事業者）

イ 岩美町商工会の取組

- ・事業者ＢＣＰに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県３者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年８月２０日）

２. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別ＢＣＰ計画策定が進んでいない。

３. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防

止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

岩美町商工会と岩美町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり岩美町商工会と岩美町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・岩美町商工会は、令和8年度内に令和3年に策定した事業継続計画を見直し予定。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・岩美町商工会と岩美町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5以上の地震、河川の氾濫等）に基づき、岩美町、岩美町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。
- ・具体的な訓練の実施方法については、岩美町と関係団体と協議して決める。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・岩美町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について岩美町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岩美町における感染症対策本部設置に基づき岩美町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・岩美町は、岩美町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・岩美町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を岩美町と共有する。
- ・岩美町商工会と岩美町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・岩美町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

本計画により、岩美町商工会と岩美町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
4週間～2か月	1日に1回共有する
2か月以降	1週間に2回共有する

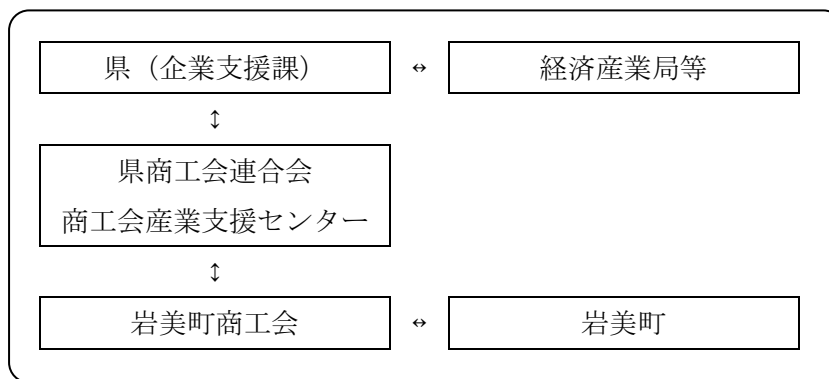
ウ 被害状況の県への報告

岩美町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ）、対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、岩美町商工会と岩美町が共有した情報を県の指定する方法にて岩美町商工会又は岩美町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・岩美町と岩美町商工会は、相談窓口の開設について相談する（岩美町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・岩美町と岩美町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・岩美町商工会、岩美町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協

定」(令和元年8月20日締結)に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

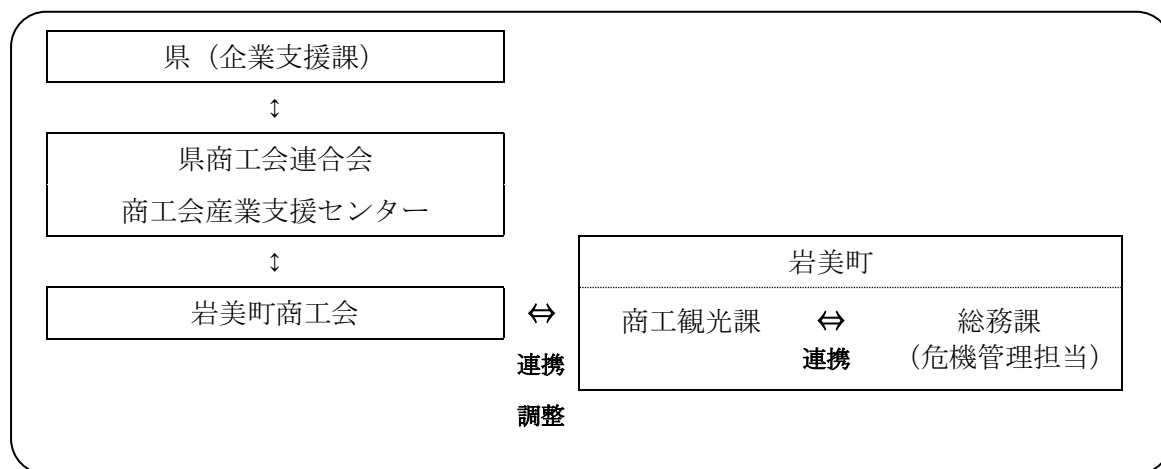
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年10月現在)

- (1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

岩美町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員3名 計5名

岩美町役場：商工観光課2名 総務課(危機管理担当1名)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：森 洋

連絡先：0857-72-0588

- ②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

- ①岩美町商工会

〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富 1031-23

TEL:0857-72-0588 /FAX:0857-72-0539

E-mail: iwami-sci@tori-skr.jp

- ②岩美町 商工観光課

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675-1

TEL:0857-73-1416 /FAX:0857-73-1524

E-mail: shoukou@iwami.gr.jp

- (4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP セミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	